

安芸市浄化槽指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、関係法令に規定するもののほか、浄化槽の設置及び維持管理（浄化槽の機能を適正に維持し、施設を保全するための保守点検、清掃及び水質管理をいう。以下同じ。）等に関し関係者が遵守すべき必要な事項を定めることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、この要綱で定めるものを除くほか、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）並びに高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年高知県条例第14号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(関係者の責務)

第3条 次の浄化槽関係者は、浄化槽による環境汚染を未然に防止する社会的責任を自覚して、関係法令、条例及びこの要綱の規定を遵守するとともに、それぞれ次の責務を全うしなければならない。

(1) 浄化槽を設置し、又は構造若しくは規模を変更しようとする者（以下「浄化槽設置者等」という。）

浄化槽設置者等は、第2章の規定に基づき、あらかじめ設置等の手続を行うとともに、その手続の際には、第3章に定める浄化槽の設置及び維持管理の基準を遵守しなければならない。

(2) 浄化槽管理者

ア 浄化槽管理者は、第2章の規定に基づく届出又は報告をするとともに、第3章に定める浄化槽の設置及び維持管理の基準を遵守しなければならない。

イ 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び清掃が専門的な技術及び器材を必要とするものであることから、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者にこれを委託するものとする。

ウ 浄化槽管理者は、浄化槽設置後の苦情及び紛争について責任をもって解決に努めなければならない。

(3) 浄化槽製造業者

浄化槽製造業者は、県内に営業所又は販売代理店を置くことにより販売ルートを把握し、自社製の浄化槽が浄化槽工事業者（浄化槽法第33条第2項の規定により浄化槽工事業者とみなされる者を含む。以下同じ。）により適正に施工されるように努めるとともに、設置後の浄化槽の品質等に関する苦情処理に当たらなければならない。

(4) 浄化槽工事業者

ア 浄化槽工事業者は、浄化槽設置者等に対し、関係法令に基づく届出及び申請の必要性を啓発

し、浄化槽の無届設置等の防止に協力しなければならない。

イ 浄化槽工事業者は、浄化槽管理者に対し浄化槽法第7条の水質に関する検査制度を啓発するとともに受検の手続を代行すること等により、その普及に協力しなければならない。

ウ 浄化槽工事業者は、第2章の規定に基づく報告をしなければならない。

(5) 浄化槽保守点検業者

ア 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に浄化槽の機能及び適正な使用方法等を説明するとともに、使用開始報告書の提出を助けるよう努めなければならない。

イ 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に対し浄化槽法第7条及び第11条の水質に関する検査制度の必要性を啓発するとともに、同法第11条の水質に関する検査の受検の手続を代行すること等により、その普及に協力しなければならない。

ウ 浄化槽保守点検業者は、浄化槽工事業者及び浄化槽清掃業者と連携協力して浄化槽の維持管理に努め、その機能の維持を図らなければならない。

エ 浄化槽保守点検業者は、第2章の規定に基づく報告をしなければならない。

(6) 浄化槽清掃業者

ア 浄化槽清掃業者は、浄化槽管理者に対し浄化槽法第7条及び第11条の水質に関する検査制度の必要性を啓発するとともに、同法第11条の水質に関する検査の受検の手続を代行すること等により、その普及に協力しなければならない。

イ 浄化槽清掃業者は、第2章の規定に基づく報告をしなければならない。

(7) 一般財団法人高知県環境検査センター（以下「検査センター」という。）

検査センターは、指定検査機関として、浄化槽法第7条及び第11条の水質に関する検査の普及に尽力するとともに、関係行政機関と連携協力して、県民に浄化槽の適正な維持管理の重要性の普及を図るものとする。

（協力体制）

第4条 県、市町村、検査センター及び浄化槽協会は、密接な連絡を保って、協力体制を確立し、講習会の実施及び広報活動により浄化槽についての正しい知識の普及を図る等、浄化槽の適正な設置及び維持管理に万全を期するとともに、苦情及び環境汚染の発生に対しては相互に協力して早期改善・解決に当たるものとする。

第2章 設置等の手続

第5条 浄化槽を設置しようとする者は、あらかじめ次の事務手続を行わなければならない。

(1) 建築基準法に基づく設置の場合

建築基準法第6条第1項（同法第87条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により確認済証の交付を受けなければならない建築物（同法第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により確認済証の交付を受けた建築物又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により計画の通知

を必要とする建築物を含む。)に浄化槽を設置しようとする場合は、次に掲げる書類を建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。

ア 浄化槽設置に関する概要書(別記第1号様式。浄化槽カード付き1部を含む。)

市長 1部 特定行政庁(浄化槽カード付1部を含む) 2部

イ 浄化槽設置に関する誓約書(別記第3号様式) 特定行政庁 2部

ウ 浄化槽法定検査申込書(検査センターが定める様式) 特定行政庁 1部

エ 浄化槽の構造図(任意様式。国土交通大臣の認定を受けた浄化槽にあっては認定証の写しを、「尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件」(昭和55年建設省告示第1292号)

に基づく浄化槽にあっては処理工程図及び仕様書を添えること。) 特定行政庁 2部

オ 建築物の概要図(任意様式。処理対象人員算定に係る延べ面積部分を明示し、面積算定式を記入すること。) 特定行政庁 2部

カ 第31条第2項に規定する事前協議確認書の写し(放流水を地下浸透処理する場合)

特定行政庁 2部

キ 浄化槽設置に係るチェックリスト(別記第14号様式) 特定行政庁 2部

(2) 浄化槽法に基づく設置の場合

前号の場合以外により浄化槽を設置する場合は、浄化槽法第5条第1項の規定により、次に掲げる書類を市長及び特定行政庁に提出するものとする。名称

ア 浄化槽設置届出書(別記第2号様式)(浄化槽カード付き1部を含む。)

市長 2部(浄化槽カード付き1部を含む。)、特定行政庁 1部 福祉保健所長 1部

イ 浄化槽設置に関する誓約書(別記第3号様式) 市長 2部

ウ 浄化槽法定検査申込書(検査センターが定める様式) 市長 1部

エ 浄化槽の構造図(任意様式。国土交通大臣の認定を受けた浄化槽にあっては認定証の写しを、「尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件」に基づく浄化槽にあっては処理工程図及び仕様書を添えること。) 市長 2部、特定行政庁 1部

オ 建築物の概要図(任意様式。処理対象人員算定に係る延べ面積部分を明示し、面積算定式を記入すること。) 市長 2部、特定行政庁 1部

カ 第31条第2項に規定する事前協議確認書の写し(放流水を地下浸透処理する場合)

市長 2部、特定行政庁 1部

キ 浄化槽設置に係るチェックリスト(別記第14号様式) 市長 2部

(3) 放流水の地下浸透処理に係る完了報告書の提出

放流水を地下浸透処理する場合は、浄化槽工事が完了した後、7日以内に完了報告書(別記第13号様式)を市長に提出するものとする。

(変更手続等)

第6条 浄化槽の構造若しくは規模又は届出事項を変更しようとする者は、あらかじめ次の事務手続を行わなければならない。

(1) 建築基準法に基づく場合

ア 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた後又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をした後、建築物の竣工までにくみ取り便所を浄化槽に変更しようとする者は、前条第1号の手続を行うものとする。

イ 前条第1号の手続を行った浄化槽の構造又は規模を建築物の竣工までに変更しようとする者は、浄化槽変更に関する概要書（別記第4号様式）を市長に1部及び特定行政庁に2部、同号ウ、エ及びオの書類を添付し提出するものとする。

(2) 浄化槽法に基づく場合

既設の浄化槽又は前条第2号の手続をした浄化槽の構造又は規模を変更しようとする者は、浄化槽変更届出書（別記第5号様式）を市長に2部及び特定行政庁に1部、福祉保健所長に1部、同号ウ、エ及びオの書類を添付して提出するものとする。

(3) 前2号以外の変更の場合

前条の設置手続をした者で、前2号以外の変更が生じたときは、市長に浄化槽届出事項変更届（別記第12号様式）を提出するものとする。

（設置手続等の受理等）

第7条 建築主事、指定確認検査機関及び市長は、前2条の手続があった場合には、その記載内容を審査し、必要に応じて現場を確認するものとする。

2 浄化槽設置者等は、建築基準法に基づく場合にあっては確認済証の交付を受けた後、浄化槽法に基づく場合にあっては市長に受理された日から21日（浄化槽法第13条第1項又は第2項の規定による国土交通大臣の認定を受けた型式に係る浄化槽（以下「認定浄化槽」という。）にあっては10日）経過した後でなければ工事に着手してはならない。

（使用開始報告等）

第8条 浄化槽管理者は、次に該当することとなった場合には、該当することとなった日から30日以内に、それぞれ次に定める様式により市長に報告又は届出をしなければならない。

(1) 浄化槽を使用開始したとき（浄化槽法第10条の2第1項）

浄化槽使用開始報告書（別記第6号様式）

(2) 技術管理者を変更したとき（浄化槽法第10条の2第2項）

浄化槽技術管理者変更報告書（別記第7号様式）

(3) 新たに浄化槽管理者となったとき（浄化槽法第10条の2第3項）

浄化槽管理者変更報告書（別記第8号様式）

(4) 浄化槽の使用を休止したとき（浄化槽法第11条の2第1項）

浄化槽使用休止届出書（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。）（省令様式第1号（第9条の3関係））

(5) 浄化槽の使用を再開したとき（浄化槽法第11条の2第2項）

浄化槽使用再開届出書（省令様式第 1 号の 2（第 9 条の 4 関係））

（6） 浄化槽の使用を廃止したとき（浄化槽法第 11 条の 3）

浄化槽使用廃止届出書（省令様式第 1 号の 3（第 9 条の 5 関係））

2 浄化槽管理者は、前項第 1 号の浄化槽使用開始報告の後、浄化槽法第 7 条の規定による設置後等の水質に関する検査を使用開始後 3 月を経過した日から 5 月以内に受けなければならない。

（各業者による報告）

第 9 条 浄化槽関係業者（浄化槽製造業者を除く。）は、毎年 6 月末までに前年度分の実績を次の表に従って報告しなければならない。

浄化槽関係業者	報 告 先	様 式
浄化槽工事業者	市長（環境課）	浄化槽工事実施報告書 （別記第 9 号様式）
浄化槽保守点検業者	市長（環境課）	浄化槽保守点検受託報告書 （別記第 10 号様式）
浄化槽清掃業者	市長（環境課）	浄化槽清掃受託報告書 （別記第 11 号様式）又は許可 主体の定める様式

（市長に対する通報）

第 10 条 福祉保健所長は、浄化槽の設置について設置者に対し指導を行った場合には、その旨を市長に通報するものとする。

2 市長は、浄化槽の設置について設置者に対し指導を行った場合には、その旨を福祉保健所長に通報するものとする。

（浄化槽法第 7 条及び第 11 条に規定する検査の結果報告）

第 11 条 検査センターは、浄化槽法第 7 条及び第 11 条の水質に関する検査の結果について毎月末までに前月中に実施した水質検査結果を市長に報告しなければならない。

（その他浄化槽補助関係）

第 12 条 浄化槽に係る補助金の交付を市長に申請するため、補助申請者から市長に浄化槽設置届書の写しの交付請求があったときは、市長は受付印を押した当該届出書の表面を複写し、交付するものとする。

2 市長は、前項の届出書の写しを添付して浄化槽に係る補助金の交付申請があったときは、届出書受付日から、21 日（認定浄化槽にあつては 10 日）を経過した後でなければ、当該補助金の交付決定をしてはならない。ただし、建築主事又は指定確認検査機関の確認済証の写しが添付されたときにあつては、この限りでない。

- 3 市の補助金の対象である浄化槽について、浄化槽法第5条第3項に基づく命令その他の行政指導等を特定行政庁が行った場合は、速やかに市長に通知するものとする。

第3章 設置及び維持管理の基準

(処理対象人員の算定)

第13条 浄化槽の処理対象人員の算定は、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302-2000）」（別表第1）に定めるところによるものとする。この場合において、当該基準のただし書を適用し、算定人員を減ずる場合は、次に定める基準によるものとする。

- (1) 対象となる住宅は、一戸建て住宅（延べ面積が130㎡を超える専用住宅又は農作業用倉庫等を有する住宅に限るものとし、二世帯住宅を除く。）のうち、次に掲げる要件の全てに適合するものとする。

ア 浄化槽法に基づく設置で、かつ新築以外であること。

イ 台所及び浴室の数がそれぞれ1を超えないこと。

ウ 実居住人員及び将来の居住人員見込みが3人以下であること。

エ 設置者の責任において浄化槽の維持管理が適正に実施されること。

オ 浄化槽設置後、生活環境の変化等によりアからエまでの要件に適合しなくなる等の要因で法定検査の結果が「不適」と判断された場合には、新たな浄化槽への切替・交換を含めて適切な対応が可能であること。

- (2) 処理対象人員は、5人とするものとする。

- (3) 当該基準のただし書の適用を希望する場合は、第5条第2号の提出書類に加えて次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 住宅のし尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用申請書（別記様式第15号）

イ 住宅のし尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用に関する誓約書（別記様式第16号）

ウ 住民票の写し

(流入汚水量と水質)

第14条 流入汚水の水量及び水質は、「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準表」（別表第2）によるものとする。ただし、病院、学校、試験・研究所等の消毒・殺菌薬、有害排水等の浄化機能に障害を及ぼす排水の処理は、別途行わなければならない。

(放流水の水質)

第15条 浄化槽からの放流水の水質は、省令第1条の2に規定する技術上の基準によらなければならない。ただし、地域の要請等により基準を上乗せしている場合はそれによるものとする。

(構造)

第16条 浄化槽の構造は、「屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件」の第1及び第6

から第 12 までによる構造方法を用いたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

(設置基数)

第 17 条 浄化槽の設置基数は、建築物の用途上敷地を分けることができるものについては、原則として同一敷地内に 1 基とする。ただし、共同住宅、学校と寄宿舎、工場と社宅等、用途上可分の関係にある 2 以上の建築物において、排水を効率的かつ効果的に処理するために設置される浄化槽であって、施設管理者が同一であり、浄化槽の維持管理が適正に行われると認められる場合は、集合処理とすることができる。

(設置場所)

第 18 条 浄化槽の設置場所は、次に掲げる事項に適合するように努め、適正な維持管理が保持されるようにしなければならない。

- (1) 処理方式及び規模に応じた十分な敷地があること。
- (2) 維持管理に支障のない場所であること。また、維持管理に支障のない対策がなされている場合を除き、浄化槽の上部に他の建築物及び構造物を設置しないこと。
- (3) ブロアー、モーター等の騒音及び排気による臭気で近隣に迷惑を及ぼさない場所であること。
- (4) 雨水等による冠水のない場所であること。
- (5) 飲料水の取水に影響を与えることのない場所であること。
- (6) 近くに、放流に適する排水路、河川等があること。ただし、放流水を第 4 章に定める方法により処理する場合において、当該処理方法等が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りでない。
- (7) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の規定により公示された区域内でないこと。

(放流先)

第 19 条 浄化槽からの放流先は、次に掲げる事項を遵守することにより、環境の保全に配慮するものとする。

- (1) 放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、浄化槽の放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。
- (2) 放流先について、市（所管する担当課）の指導を受けること。
- (3) 放流先が管理者の存する用水路、私設水路、道路側溝等の場合は、当該管理者の了解を得ること。
- (4) 下水道への接続が可能になった場合は、速やかに下水道法第 10 条の規定に基づき、遅滞なく下水道に接続すること。

(保守点検及び清掃)

第 20 条 浄化槽の保守点検は、省令第 2 条に規定する技術上の基準に従い、浄化槽法第 10 条第 1 項

の規定により年1回（最初の保守点検にあつては省令第5条第1項の規定により使用開始の直前に、省令第6条第1項又は第2項に定める浄化槽にあつては浄化槽の処理方式及び処理対象人員に応じて同条第1項又は第2項に定める期間ごとに1回以上）行わなければならない。

- 2 浄化槽の清掃は、省令第3条に規定する技術上の基準に従い、浄化槽法第10条第1項の規定により毎年1回（全ばっ気方式の浄化槽にあつては、省令第7条の規定により概ね6月ごとに1回以上）行わなければならない。この場合において、清掃の時期は、保守点検の結果により判断するものとし、その判断にあつては、「浄化槽法の運用に伴う留意事項について」（昭和61年1月13日衛環第3号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を参考にするものとする。
- 3 浄化槽管理者は、保守点検及び清掃の際は、委託した業者の作業に立ち会い、その結果について報告を受けるものとする。

（水質に関する検査）

第21条 浄化槽管理者は、浄化槽法第11条の規定による法定検査を検査センターに浄化槽法定検査申込書（検査センターが定める様式）により依頼して受けなければならない。

- 2 処理対象人員501人以上の浄化槽の管理者は、技術管理者に運転状況及び機能の点検を実施させるとともに、前項の検査以外に年3回以上の水質検査（pH、BOD、SS及び大腸菌群数について検査するもの）を実施しなければならない。

（指定検査機関における取扱い）

第22条 検査センターは、法第7条第2項、法第11条第2項、厚生省通達（平成7年6月20日付け衛浄第33号及び同日付け衛浄第34号）及びこの要綱の規定に基づき検査を実施し、結果を判定して検査票を作成し、浄化槽管理者、市長に（当該浄化槽が補助金の交付を受けたものにあつては、併せて所管する担当課あてにも）通知するものとする。

- 2 検査センターは、使用開始年月について、浄化槽を設置しようとする者との検査実施打合せ時に聞き取り確認をし、7条検査実施時期を決定するとともに、検査票に記入するものとする。
- 3 検査センターは、浄化槽の使用 방법에問題がある可能性が考えられる場合には、使用方法について浄化槽管理者に聞き取り調査を行い、主要参考事項を所見欄に記入するものとする。

（法定検査結果に基づく措置）

第23条 浄化槽法第7条又は第11条の水質に関する検査において「不適正」の判定を受けたときは、浄化槽管理者は、指定検査機関の指示を受け、速やかに改善しなければならない。

- 2 市長は、前項の改善に係る指導・確認を行うものとする。
- 3 検査センターは、浄化槽の使用 방법에問題があった場合には、浄化槽管理者に指導を行うものとする。

（記録の作成）

第 24 条 浄化槽管理者は、省令第 5 条の規定に基づき保守点検及び清掃の記録を作成し、3 年間保存しなければならない。ただし、保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者が記録を 2 部作成し、1 部を浄化槽管理者に交付し、1 部を自ら 3 年間保存しなければならない。

2 前項の場合において、当該浄化槽が補助金の交付を受けたものであるときは、浄化槽管理者又は委託を受けた者は、当該補助金を所管する担当課に対しても記録を 1 部提出しなければならない。

(提出書類の保管)

第 25 条 浄化槽管理者は、第 5 条又は第 6 条の規定により建築主事又は市長に提出した書類の副本の 1 部を保管し、市職員の立ち入り検査の際には、求めに応じて提示しなければならない。

(小型合併処理浄化槽に係る施工及び保守点検)

第 26 条 小型合併処理浄化槽の施工又は保守点検に係る業務は、次のいずれかに該当する浄化槽設備士又は浄化槽管理士でなければ実施してはならない。

(1) 平成元年 10 月 30 日付け厚生省・建設省告示第 1 号で指定した小規模浄化槽施工技術特別講習会を修了した者又は昭和 63 年度以降に浄化槽法第 42 条第 1 項各号に該当することとなった浄化槽設備士

(2) 平成元年 10 月 30 日付け厚生省告示第 191 号で指定した小型合併処理浄化槽維持管理技術特別講習会を修了した者又は昭和 63 年度以降に浄化槽法第 45 条第 1 項各号に該当することとなった浄化槽管理士

第 4 章 浄化槽放流水の地下浸透に関する基準

(対象地域)

第 27 条 浄化槽の設置場所付近に適当な放流先がない場合において、この章に定める処理方法等が環境衛生上支障のない地域であるときは、浄化槽の放流水を地下浸透させることができる。

(地下浸透可能な浄化槽等の条件)

第 28 条 浄化槽の放流水を地下浸透させることができる浄化槽は、次の要件を満たすものとする。

(1) 浄化槽の規模は、処理対象人員 50 人以下のものとする。

(2) 浄化槽は、建築基準法第 31 条第 2 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた浄化槽で、放流水の生物化学的酸素要求量 (BOD) を 10mg/L 以下、全窒素 10mg/L 以下にする処理性能を有するものとして指定性能評価機関で性能評価を受けたものであること。

(3) 浄化槽の放流水を土壤に浸透させるために十分な能力を有する土壤浸透装置 (導水管 (浄化槽の放流水を配水槽に導く管をいう。以下同じ)、散水管 (浄化槽の放流水を均等に土壤中に分散、浸透させるための管をいう。以下同じ)、配水槽 (浄化槽の放流水を散水管に均等に配水させる水槽をいう。以下同じ)、トレンチ (散水管を埋め、浄化槽の放流水を均等に浸透させるために掘られた溝をいう。以下同じ) 及び土壤層等からなり、浄化槽の放流水を雨水等を混入させずに、

均等に地下浸透させるための装置をいう。以下同じ）又は浸透設備（浄化槽の放流水を雨水等を混入させずに、地下浸透させるための土壤に埋設するます等の設備で、有効な吸込能力及び吸込容量を有するものをいう。以下同じ）を付加するものであること。

（地下浸透可能な土地）

第 29 条 浄化槽の放流水を地下浸透させることができる土地は、次の条件を備えたものとする。

- （１） 盛土地盤においては、盛土後 1 年以上経過していること。
- （２） 過去に地すべり等崩壊したことがないこと。
- （３） 土地の傾斜は 16 度以下で、地すべり等の災害の生じる危険がないこと。
- （４） 土壤浸透装置又は浸透設備の端から水平距離 30m 以内に飲用井戸等（飲用を目的とした井戸及び飲用湧水源で、食料品及び食器類の洗浄に使用されるものを含む。以下同じ）の水源がないこと。
- （５） 地下水位は、地表面下約 2 m 以深にあること。
- （６） 土壤浸透装置又は浸透設備の底面下約 2 m の土壤は適度な透水性を持った土質であり、放流水が地下の水脈に短絡する土質でないこと。
- （７） 土壤の浸透速度は上限が毎分 2.4cm (0.04cm/秒) 未満で、下限は毎分 0.042cm (0.0007cm/秒) 以上であること。
- （８） 日照、通風が良好であり、雨水等が流入するおそれのない場所であること。
- （９） 人、車等の通行等により、踏み固められることのない場所であること。
- （10） 隣地境界及び建築物までの距離は、土壤浸透装置又は浸透設備の両端からそれぞれ 1.5m 以上を確保すること。

（土壤浸透装置）

第 30 条 土壤浸透装置に必要な面積は、次により算定するものとする。

- （１） 処理対象人員 1 人当たりの必要面積は、当該土壤の浸透速度を測定して、次の表で求められる面積の値以上とすること。

浸透速度 (cm/分)	0.042 以上 0.048 未満	0.048 以上 0.054 未満	0.054 以上 0.06 未満	0.06 以上 0.12 未満	0.12 以上 0.18 未満	0.18 以上 0.24 未満
必要面積 (㎡)	30	28	27	26	20	13

浸透速度 (cm/分)	0.24 以上 0.30 未満	0.30 以上 0.36 未満	0.36 以上 0.42 未満	0.42 以上 0.54 未満	0.54 以上 0.60 未満	0.60 以上 2.40 未満
必要面積 (㎡)	10	8	7	6	5	4

- （２） 総必要面積は、設置する浄化槽の処理対象人員（人槽）に前号の処理対象人員 1 人当たりの必要面積を乗じた値以上とし、散水管及び散水管の両端からそれぞれ 1 m 隔てた線で囲まれた区

域とすること。

2 土壤浸透装置の構造は、次に掲げる構造のものとする（別図1参照）。

（1）導水管

導水管は、不浸透性の管であり、適切な勾配で施工されていることとし、必要に応じてポンプを設置すること。

（2）配水槽

配水槽は、それぞれの散水管に均等に配水できる構造を持ち、かつ、必要に応じて配水量を容易に調整できる構造であること。

（3）散水管

散水管は、放流水を均等に散水できる構造を持ち、各散水管の間隔はそれぞれ左右2m以上、各散水管の長さは20m以下、総延長は次式から求めた長さ以上とすること。

$$L = A / 2 - 2N$$

L：散水管の総延長

A：必要な面積

N：散水管の本数（ $N \geq 2$ ）

（4）トレンチ

トレンチは、幅50cmから70cmまで、深さ75cm程度に掘削した溝を作り、溝の底部は砂を15cm程度埋め戻して、その中心部に散水管を配置し、散水管の周囲は目詰まりを起こさせないように多孔質の礫又は碎石で埋め戻して、その上部は砂で覆い、さらにその上部は通気性の良い土壤で被覆すること。

（5）水位点検口

トレンチ内の放流水の浸透状況が点検できる管等の点検口を散水管の末端に設けること。

（6）検水井

土壤浸透装置の水質浄化効果を見るために、トレンチの底面から約1mの深さの土壤浸透水を採水できる構造の検水井を土壤浸透装置の中央部に設置すること。

（事前協議）

第31条 土壤浸透装置又は浸透設備を設置しようとする者は、浄化槽放流水地下浸透事前協議書（別記第17号様式）に次に掲げる書類を添付して、あらかじめ市長に地下浸透に係る安全性について協議しなければならない。

（1）設置場所の位置図

3,000分の1から25,000分の1までの地形図に土壤浸透装置又は浸透設備の設置場所を示したもの

（2）設置場所付近の平面図

おおよそ500分の1の地形図に建物、浄化槽、土壤浸透装置又は浸透設備の設置場所の位置を示したもの

(3) 設置予定地等調査報告書（別記第 18 号様式）

土壤浸透装置又は浸透設備の設置予定地を中心として半径 30m の地域内の民家等に飲用井戸等がないことを調査した書面

(4) 設置場所付近の状況が分かるカラー写真

土壤浸透装置又は浸透設備の設置予定箇所付近の状況が分かるカラー写真（撮影年月日を記入したもの）

(5) 浄化槽の規模、構造及び性能を証明する書面

国土交通大臣の認定書及び指定性能評価機関の評定書

(6) 浄化槽、土壤浸透装置又は浸透設備の設置場所を示す敷地平面図

(7) 土壤浸透装置又は浸透設備の設置地点の土質が確認できる資料（ボーリング調査等の結果が分かるもの）

(8) 浸透土壤の透水試験（定水位法）の結果が分かる書類

(9) 土壤浸透装置又は浸透設備の全体平面図（100 分の 1 程度の縮尺のもの）

(10) 土壤浸透装置又は浸透設備の構造図

(11) 土壤浸透装置又は浸透設備の浸透能力計算書

(12) 土壤浸透装置又は浸透設備等維持管理に関する誓約書（別記第 19 号様式）

2 前項に基づく協議の結果、市長は、浄化槽の放流水の地下浸透が基準に適合する場合にあっては地下浸透事前協議確認書（別記第 20 号様式）を、適合しない場合にあっては地下浸透事前協議通知書（別記第 21 号様式）を申請者に交付するものとする。

（維持管理）

第 32 条 地下浸透に係る浄化槽管理者は、その機能が十分に発揮されるよう、次に掲げる維持管理に係る事項を遵守するものとする。

(1) 浄化槽及び地下浸透に係る装置、設備等についての日常的な使用方法を十分理解し、適正に使用すること。

(2) 土壤浸透装置若しくは浸透設備の目詰まり等により浸透能力が低下した場合又は浄化槽の放流水が地表等に浸出した場合は、土壤浸透装置又は浸透設備の清掃、砂利、砂等の交換その他必要な措置を講じること。

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の安芸市浄化槽事務取扱要領（平成 21 年 6 月 1 日施行）による様式は、この要綱による改正後の第 2 章設置等の手続の規定にかかわらず、令和 2 年 5 月 31 日まで使用することができる。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。